

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（案）」
関係条文

ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年七月十六日法律第百五号）（抄）

（排出基準）

第八条 ダイオキシン類の排出基準は、特定施設に係る排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の排出の削減に係る技術水準を勘案し、特定施設の種類及び構造に応じて、環境省令で定める。

2 前項の排出基準は、排出ガスに係るもの（以下「大気排出基準」という。）にあっては第一号、排出水に係るもの（以下「水質排出基準」という。）にあっては第二号に掲げる許容限度とする。

一 排出ガスに含まれるダイオキシン類の量（環境省令で定める方法により測定されるダイオキシン類の量を二・三・七・八 四塩化ジベンゾ パラ ジオキシンの毒性に環境省令で定めるところにより換算した量をいう。以下同じ。）について定める許容限度

二 排出水に含まれるダイオキシン類の量について定める許容限度

3、4、5（略）

（設置者による測定）

第二十八条 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、毎年一回以上で政令で定める回数、政令で定めるところにより、大気基準適用施設にあっては当該大気基準適用施設から排出される排出ガス、水質基準適用事業場にあっては当該水質基準適用事業場から排出される排出水につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行わなければならない。

2 廃棄物焼却炉である特定施設に係る前項の測定を行う場合においては、併せて、その排出する集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻につき、政令で定めるところにより、そのダイオキシン類による汚染の状況について、測定を行わなければならない。

3 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、前二項の規定により測定を行ったときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

4（略）

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年十二月二十七日総理府令第六十七号）(抄)

(二・三・七・八 四塩化ジベンゾ パラ ジオキシンの毒性への換算)

第三条 法第八条第二項第一号に規定する二・三・七・八 四塩化ジベンゾ パラ ジオキシンの毒性への換算は、次項に定める場合を除き、別表第三の中欄に掲げる異性体の測定量ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数量を合計してするものとする。ただし、それぞれの異性体の測定量が定量下限未満である場合にあっては、当該異性体の測定量は零として換算する。

2 (略)

(測定結果の報告)

第八条 法第二十八条第三項による報告は、様式第六による報告書によってしなければならない。

様式第六（第八条関係）

ダイオキシン類測定結果報告書

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

報告者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表1～表3（略）

備考 1（略）

2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。

3～9（略）